

那 霸 市 公 報

第 1 5 4 3 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (契 約 検 査 室) 965

告 示

那 霸 市 精 神 障 害 者 地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
(障 が い 福 祉 課) 967

公 告

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) 967

制 限 付 一 般 競 争 入 札 に よ る 健 全 化 用 地 の 貸 付 に つ い て (管 財 課) 968

教 育 委 員 会 告 示

那 霸 市 立 森 の 家 み ん み ん の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て (総 合 青 少 年 課) 969

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 970

在 外 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 970

農 業 委 員 会 委 員 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 971

正 誤

那 霸 市 公 報 第 1542 号 の 正 誤 971

規 則

那霸市規則第 1 号

平成23年 2 月 15 日

那霸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約書作成の省略)</p> <p>第3条 次の各号の<u>二</u>に該当する場合は、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。ただし、重要又は異例に属するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第4条 本市と契約を結ぶ者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(一般競争入札参加の制限)</p> <p>第11条 施行令第167条の4第2項各号の<u>一</u>に該当すると認められる者は、その事実があった後<u>2</u>か年間一般競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(入札保証金)</p> <p>第12条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者に対して、指定した入札の日時まで現金又は市長が確実と認める有価証券等をもって、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、競争入札に参加する者が、次の各号</p>	<p>(契約書作成の省略)</p> <p>第3条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。ただし、重要又は異例に属するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第4条 本市と契約を結ぶ者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(一般競争入札参加の制限)</p> <p>第11条 施行令第167条の4第2項各号の<u>いずれか</u>に該当すると認められる者は、その事実があった後<u>3</u>年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない<u>こととする</u>。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(入札保証金)</p> <p>第12条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者に対して、指定した入札の日時まで現金又は市長が確実と認める有価証券等をもって、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、競争入札に参加する者が、次の各号</p>

<p>の<u>一</u>に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(契約の解除及び損害賠償)</p> <p>第25条 契約の相手方が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、市長は契約を解除し、本市が受けた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約解除)</p> <p>第26条 契約の相手方は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(代金前納の原則)</p> <p>第35条 物品の売払い又は貸付けをするときは、次の各号の<u>一</u>に掲げる場合で特約のあるもののほか、その引渡し又は登記若しくは登録前にその代金又は貸付け料を完納させなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>の<u>いずれかに</u>該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(契約の解除及び損害賠償)</p> <p>第25条 契約の相手方が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、市長は契約を解除し、本市が受けた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約解除)</p> <p>第26条 契約の相手方は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(代金前納の原則)</p> <p>第35条 物品の売払い又は貸付けをするときは、次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる場合で特約のあるもののほか、その引渡し又は登記若しくは登録前にその代金又は貸付け料を完納させなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第11条第1項の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の事実により地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 187 号
平成 23 年 2 月 15 日

那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者の指定について

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例(平成 17 年那覇市条例第 50 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる施設
名 称 那覇市精神障害者地域生活支援センター
所在地 那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 7 号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会
所在地 南風原町字宮平 206- 1
代表者 会 長 平田 有功
- 3 指定期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

公 告

那覇市公告第 256 号
平成 23 年 1 月 25 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権削除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 12 条第 4 項の規定により公示する。

ただし、職権削除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

.....

那 霸 市 公 告 第 274 号

平成 23 年 2 月 15 日

制限付一般競争入札による健全化用地の貸付について

那覇市所有の次の土地を平面駐車場の用途として貸付するため、制限付一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称

健全化用地の貸付 (平面駐車場)

(2) 入札に付する物件

所在地：那覇市上之屋一丁目 1 3 番 1

貸付面積：1,761.40m²

(3) 契約期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年間。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 那覇市に本社や営業所を有する法人、又は、那覇市に住所を有する者。

(2) 入札参加資格は地方自治法施行令第 167 条の 4 の規程によるとともに、那覇市の市税の滞納がないこととします。

3 契約事項を示す場所

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階

那覇市総務部管財課土地開発公社健全化推進室

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時：平成 23 年 3 月 11 日 (金) 午後 2 時

(2) 場 所：那覇市役所新都心銘苅庁舎 2 階 管財課入札室

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の規定に基づく場合は免除とします。

6 予定価格は、金 9,120,000 円です。

落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

7 入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 入札実施要領の交付に関する事項

(1) 入札案内書の交付及び入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課土地開発公社健全化推進室で行います。

(2) 入札参加申込受付期間は、平成 23 年 2 月 15 日 (火) から平成 23 年 2 月 23 日 (水) まで。

10 その他

- (1) 落札者は、入札物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用途に利用すること。
- (2) その他詳細については、「一般競争入札による健全化用地の貸付(平面駐車場)実施要領」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市総務部管財課土地開発公社健全化推進室

電話:(代表)098-867-0111(内2696)

(直通)098-862-0581

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第5号

平成23年2月1日

掲 示 済

那覇市立森の家みんなの指定管理者の指定について

那覇市立森の家みんなの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成22年12月定例議会において承認されましたので、那覇市立森の家みんな条例第16条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会

教育長 城 間 幹 子

- 1 指定管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市立森の家みんな
所在地 那覇市首里儀保町4丁目79番地8
- 2 指定管理者となる団体
名 称 沖縄自然環境ファンクラブ
所在地 那覇市首里鳥堀町4丁目44番地1
代表者 藤井 晴彦
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第45号
平成23年2月15日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成23年3月3日から同年3月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである、

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第46号
平成23年2月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成23年3月3日から同年3月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 47 号

平成 23 年 2 月 15 日

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 11 条に基づき準用する公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 23 条第 2 項の規定により平成 23 年 1 月 1 日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿を、平成 23 年 2 月 23 年から同年 3 月 9 日まで縦覧に供する場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

正 誤

那覇市公報第 1542 号の正誤

2011 年(平成 22 年)2 月 1 日付け那覇市公報第 1542 号の那覇広域都市計画公園事業の施行について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
942	下から 15 行目	素案	原案